

平成29年度

京都市における相談への対応状況(障害者やその家族からの障害を理由とする差別に関する相談)【継続案件】

【保健福祉局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
2	30.1月 障害保健福祉推進室が受理	【難病、男性、本人・支援者】 人工呼吸器を装着した障害者は、健常者と同じように長時間、体位を直角に保つことはできないが、航空機においては、そういった人たちが機内で過ごすための環境が整備されているとはいえない。 そのため、搭乗に当たっては、リクライニングができるビジネスクラス席(介助者の分も含め2席)を選ばざるを得ない。また、エコノミー席でもストレッチャー料金が必要となり、障害のない人と比べると、かなり高額になる。 民間事業者における合理的配慮は、努力義務であるが、障害を理由に上記のことを選択せざるを得ないのであり、行政からも事業者との調整をお願いしたい。	○航空会社に対して、ストレッチャー料金の現状を聴取するとともに、国の航空事業所管課、他都市等にも同様の相談がないか等確認(H30.2) ○相談者に対して、国等からの聞き取り内容及び権利擁護部会での意見を報告(H30.6) ○当事者ヒアリングを実施(H30.7) ○権利擁護部会にて、相談者から事例の詳細及びこれまでの取組状況を報告(H31.2)

<30.2.16権利擁護部会からの意見>

- 当事者団体にヒアリングするなど、ニーズ調査をされてはどうか。
- 事業者も一定努力されており、これ以上のことを求めるとなると、行政側が補助するというのも考えなければならないのではないか。
- 「障害のある人の移動」という広い視点で考える必要もあるのではないか。また、ほかの公共交通機関についても、障害者間で差がある。

<31.2.13報告及び意見交換の概要>

【報告】

- エコノミークラスにストレッチャーを取り付けた場合の料金と比較しても、ビジネスクラスの方が安くなるのが現状。ただ、ビジネスクラス席は衝突があるため、車いすから座席に移動するのに困難が生じる。
- 航空機の構造、トイレや通路の問題(車いすで利用できるものとなっていない)
- 空港内での移動支援設備(ストレッチャーなど)の設置
- 搭乗手続きにおける配慮(事前に診断書等を提出しているが、医療機器の持ち込みが不可とされる場合。医療機器、車いすが解体される問題など)
- そもそも、身の回りのことを一人でできない人を乗せることを想定していない。
- 国交省など関係省庁及び大手航空会社とも折衝している。
- 啓発活動として、ボストンの報告会とバリアフリーの講演とセットで、各地で行っている。
- 本件は、障害のある人の移動について、社会全体でどう支援していくかという問題である。協力をお願いしたい。

【意見交換】

- ほかの市で、ストレッチャー料金に関する意見書を航空会社に提出したが、一辺倒の回答しかなかったということを聞いたが、京都市からも意見書が出せないか一緒に考えたい。
- 本件は、そもそも人工呼吸器を使用している人を顧客として想定していないという意識が社会的障壁として存在している。意識を変えていくための取組も含めて、引き続き、共に考えてまいりたい。